

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

							神原こうじクリニック	名 称
							尾道市浦崎町二七四六	所 在 地
							令和 八・八・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

							水呑デンタルクリニック	名 称
							福山市水呑町三新田一丁目六三一	所 在 地
							令和 八・九・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林經治

								ミック・ヤノ薬局	名 称
								F 広島市安芸区矢野西四丁目一番一六号 一	所 在 地
								令和 八・ 九・ 一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

[illegible]